

円を謝礼として支払う。

⑥ 報告書の処理

文書および口頭による報告は、その都度整理して報告書を作成し、教育委員会に報告し、必要に応じて庁議に報告するほか、関係行政機関へ送付する。

⑦ 事務の処理

教育モニターに関する事務は、福島県教育庁総務課長が行なう。

⑧ その他

この事項に定めるもののほか、教育モニターに必要な事項は別に定める。

教育委員会は教育モニターに対し広報に関する資料、その他適当な資料を送付する。

(2) 教育モニター実施細則

① 教育モニターの職業別人数

専門的技術的管理的職業 2 事務従事 1 農林漁業 4 労務従事 2 販売サービス業 3 報道従事 1 教職員 4 主婦 4 学生 2 その他 3 の10職業区分とし、計26人とする。

② 県内ブロック別

県北（伊達 信夫 安達） 7名
 県南（郡山 岩瀬 東白川 西白河 石川 田村） 8名
 会津（北会津 南会津 耶麻 両沼） 5名
 浜（いわき 双葉 相馬） 6名

③ 教育モニターの資格

教育・文化に関心をもち、教育モニターとしての熱意をもっている者で、次の各号に該当するものとする。

ア. 日本国民で満20才以上の者で、福島県に居住している者。

イ. 地方公共団体の議員および国会議員の職にない者、また、常勤の国家公務員および地方公務員（教職員を除く）の職にない者。

ウ. 文部省から指定された「教育モニター」以外の者。

④ 応募の方法

応募者は15円切手を添付した返信用封筒（あて先を明記してください）を同封し、福島県教育庁総務課に申込用紙を請求し、これに必要な事項を記入して、同総務課に提出する。

⑤ 応募のしめきり 昭和43年4月30日

⑥ 選考の方法

教育庁に教育モニター選考委員会を設け、応募者の中から適当と認められる者を職業区分に掲げる人数の2倍

程度を選考し、教育長に推せんする。

教育長は、推せんされた者の中から定員の26名を決定し、教育委員会に報告し承認を求める。

⑦ 実施の方法

① 文書による報告は択一式および記述式により2回行なう。（7月、10月）

② 口頭による報告は年1回会議の方式で県庁で行なう。（1月）

⑧ 謝礼の支払い

ア. 謝礼は報告のすべてを終了した後に支払う。

イ. 教育モニター会議に出席する場合は旅費を支払う。

⑨ 教育モニターの決定

昭和43年6月中に教育モニターとして依頼する者を決定し、本人に通知する。

(3) 応募状況

昭和43年5月6日で応募をしめきった結果、応募状況は次のとおりであった。

① 応募総数 58名

② 職業別内訳

専門的技術的管理的職業 3名
 事務 2名
 農林漁業 6名
 労務職 1名
 販売サービス業 6名
 報道 1名
 教職員 12名
 主婦 7名
 学生 3名
 その他 17名

③ 管内別

信夫 15名 両沼 6名
 伊達 3名 西白河 2名
 安達 0名 東白川 1名
 郡山 5名 石川 1名
 岩瀬 1名 田村 3名
 南会津 1名 いわき 8名
 北会津 5名 双葉 3名
 耶麻 4名 相馬 0名

④ 教育モニターの決定

6月11日の定例教育委員会において下記の者を教育モニターに委嘱することを決定した。

昭和43年度福島県教育モニター名簿

職業区分	氏名	性別	職業	住所
専門的・技術的・管理的職業	高橋 春	男	ウィンドケース設計課長	福島市松川町関谷字高並14
	人見 作代子	女	社会福祉協議会内若葉児童館	郡山市田村町徳定25
事務	長谷川 兵治	男	若松商高校庶務	会津若松市材木町一丁目9～12
農林漁業	三浦 信一	男	果樹・林業	田村郡常葉町大字常葉上町42
	金成 新一郎	男	漁業	いわき市江名字北町54
	和田 喜兼 松本 政夫	男 男	農業 農	田村郡船引町大字船引字稲場11 いわき市小川町高萩字下代24
労務	目黒 広一	男		南会津郡伊南村大字小立岩居平109
	菅野 孝一	男	大文福島営業所	伊達郡川俣町東福沢字柏葉58